

誤振込により成立した受取人の預金債権を受取人に対する貸金債権をもってシステム上自動的に相殺処理を行った被仕向金融機関の債権回収について、振込依頼人に対する不法行為及び振込依頼人との関係での不当利得の成立を否定した事例
～東京高裁令和6年1月25日判決(金融・商事判例1692号32頁)～

朝田百合子
Yuriko Asada

PROFILEはこちら

第1 事案の概要

本件は、X(不動産管理会社、控訴人(第一審原告))がY(金融機関、被控訴人(第一審被告))におけるA名義の普通預金口座に誤振込(以下「本件振込」といいます。)をしたところ、YがAに対する貸金債権(以下「本件融資」といいます。)の弁済に充当(以下「本件充当」といいます。)したことについて、XがYに対し(1)主位的に、不法行為に基づき、本件振込金額、弁護士費用及び慰謝料の合計118万4808円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、(2)予備的に、不当利得に基づき、本件振込金額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案であり、原審(静岡地裁沼津支部令和5年7月13日判決)においてXの請求が棄却された後、Xが控訴しました。

1 当事者

X:不動産管理会社。Aから共同住宅の管理の委託を受け、賃料の受領等業務を担っており、従前、当該共同住宅の住民から受領した賃料等を、Yに開設されたA名義口座(以下「本件口座」といいます。)に送金していた。

Y:Aが預金口座を有する金融機関。Aとの間で、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資を行っており、その返済は、本件口座からの自動引落により行われるものとされていた。

A:Xの管理する共同住宅のオーナー。

2 時系列

①平成30年10月5日、Yは金融庁から行政処分を受けた。処分の理由については、Yの投資用不動産融資に関し、不動

産関連業者が、Yの融資審査を通すために、自己資金のない債務者の預金通帳の残高改ざん等を実施していたところ、Yにおいて、相当数の営業職員が当該不正行為を明確に認識、もしくは少なくとも相当の疑いをもちながら業務を行っていた等の不正行為が確認されたことなどが指摘された。上記行政処分において、Yは、銀行法26条1項に基づく命令として、個々の債務者に対して適切な対応を行うための態勢の確立等を実行すべきとされた。

②平成30年11月30日、Yは金融庁に業務改善計画を提出し、その内容を公表した。同計画は、投資用不動産融資を受けた顧客について、個々の顧客の実情を踏まえ、元本の一部カットなども含めた適切な対応を採る旨を表明することなどを内容とするものだった。

③令和3年7月上旬、Y不正融資被害弁護団(以下「本件弁護団」といいます。)が、Yに対し、受任通知及び協議申入書を送付し、本件弁護団所属の債務者に対してYが実行した融資のうち、Yに対する返済を停止したものについて、信用情報の登録等を行わず、かつ、遅延損害金等の制裁を科さないように要請した。これに対し、Yは、同月12日付け回答書において、これらの要請には応じない旨回答した。

④令和3年7月17日、Aが本件弁護団に加入した。Aは、同年8月20日付け申入書により、Yに対し、本件融資に係る返済を一時停止すること及び信用情報登録等を行わないことを要請した。

⑤令和3年8月17日、XとAは、共同住宅に係る預り金について、今後Yとは別の金融機関の口座に送金先を変更することを合意した。

⑥令和3年9月15日、経理の不注意により、Xが本件振込を行った。

⑦令和3年9月27日、Yは、Aの上記④の申入書に対し、これらの要請を受け入れることはできず、約定弁済がなされない場合の督促及び信用情報の登録に関しては、従前どおりの取扱いとする旨回答した。

第2 本件の争点と判断概要

1 争点

本件では、Xが、(1)本件充当は、Yに対する行政処分及びこれに対する改善計画等からYが債権回収を行わないであろうというA及びXの合理的期待に反するものであったなどと主張して不法行為に基づく損害賠償(民法709条)を求め、また、(2)Yは誤った本件振込を奇貨として債権回収を図ったなどと主張して不当利得の返還(民法703条)を求めたため、不法行為及び不当利得の成否が争点となりました。

2 判断概要

裁判所は、原判決の理由を引用して不法行為及び不当利得のいずれの成立も否定し、Xの控訴を棄却しました。裁判所の判断について、以下に抜粋します。

(1) 不法行為の成否

➤Yは行政処分を受けた上、業務改善計画等を公表し、投資用不動産融資を受けた顧客に関し、個々の顧客の実情を踏まえ、元本の一部カットなども含めた適切な対応をとる旨を表明したものであるが、これらは「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」に行われるものであって(銀行法26条1項)、Yと個々の顧客との間の私法上の権利義務に直接作用する性質のものとはいえない。内容をみても、顧客が不正融資であることを理由に返済停止等を要請してきた場合に、Yが、直ちにそれを受け入れることを求めたり、約束したりしたものともいえない。

➤Aに対する本件融資が不正融資であること、すなわち、融資審査資料にY等による偽造・改ざんが行われたものであると認めるに足りる証拠はない。また、Yの認識に関しては…Yが、本件振込時点までに、本件融資に不正があったか否かを認識することは可能であったと認められるものの、同時点で不正があったと認識していたとまでは認められない。

➤Yは、本件弁護団との交渉において、令和3年7月12日付け回答書により、返済停止をした債務者について、信用情報の登録や遅延損害金等の制裁等を行わない旨の要請には応じない旨回答していた上、Aによる返済停止の要請に対しても、少なくとも本件振込時点までに、これに応じるとの意思は示していなかった。

➤このように、Yが、本件振込時点において、本件融資が不正融資であると明確に認識していたとも認められず、Aからの返済停止の要請に応じる意思を示していたとも認められないなどの事実関係の下においては、Aが、行政処分及び改善計画等に基づくなどして、Yとの交渉継続中は、Yによる一方的な弁済充当など顧客の意に反した債権回収は実現されないと認識・期待していたとしても、そのような認識・期待を法的に保護しなければならないとするほどの事情がY側にあったとは認められない。Yが、上記認識・期待に反して本件充当を行うことが、社会通念に照らし著しく相当性を欠くものともいえず、Aの上記認識・期待に反する行為をすべきではないといった不法行為上の注意義務があったと認めることはできない。

➤しかも、X自身は、行政処分及び改善計画等で言及される投資用不動産融資の顧客でもなく、単に本件口座に振込をした第三者であって、行政処分及び改善計画等、さらにはYとAないし本件弁護団との交渉が継続中であることを根拠として、Yに対し何らかの具体的な期待を有する立場にもないのであるから、これらの事情を根拠に、YがXに法的な注意義務を負うと解するのは一層困難である。

(2) 不当利得の成否

- 振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して同金額相当の普通預金債権を取得すると解され(最高裁平成4年(オ)第413号、同8年4月26日第二小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照)、本件においても、本件口座への振込が完了した時点で、AとYとの間に本件振込金額相当の普通預金契約が成立し、AがYに対して同金額相当の普通預金債権を取得するから、Yにおいて、これとYのAに対する貸金債権を相殺することも可能となる。
- Yは、本件金銭消費貸借契約に基づき本件口座からの自動引落によって返済を受けていたものであって、本件振込及び充当に従前の態様と異なる点はなかった。Yは、本件充当時点までに、AとXとの間で送金先の変更の合意がなされたことも認識していなかった。さらに、Yが、本件振込時点で、本件融資に不正があったと認識していたとは認められない。
- Aは、Yに対し返済停止等の申入れをしていたものの、Yは同申入れ以前に、本件弁護団から同様の要請を受けた際、それには応じない旨回答していた上、Aに対しても本件振込時点までに同人の要請に応じる旨の意思を示しておらず、Aが返済を停止した場合には、信用情報機関への登録等がなされる状況にあったものである。
- このような状況で、Aからの返済停止の申入れ以降に、本件振込がなされたとしても、Yにおいて、それがA及びXの意図した振込でない(誤振込である)ことが明らかであったとはいえず、本件充当時点で、Yが、本件振込が誤振込であると認識していたとは認められない。同様に、本件振込金が弁済充当の対象とされることがA及びXの意思に明確に反するものであろうと認識していたとも認められない。
- 以上を前提とすると、Xが主張するように、本件充当は、Yが

Aに対する貸金債権を回収するため、誤振込であることを奇貨として行ったものであると評価することはできない。

- 本件事実関係においては、Yによる本件充当が、Xに対する関係において、正義、公平の観点から法律上の原因を欠くものとして不当利得になると解すべき事情があるとは認められない。

第3 検討

本裁判例前に誤振込と被仕向銀行による相殺について判断した裁判例として、①名古屋高裁平成17年3月17日判決、②東京地裁平成17年9月26日判決、③名古屋高裁平成27年1月29日判決が挙げられます。

①は、振込依頼人が誤振込した後に、組戻し(被仕向金融機関から仕向金融機関に振込金を送金して振込依頼前の状態に戻すこと)の依頼をしたところ、被仕向銀行がこれを拒否し、その後、受取人から誤振込金相当額の返金についての確認書が提出されたにも関わらず、組戻しに応じることなく、受取人の貸金債権と対当額で相殺した事案において、預金債権が成立しても、正義・公平の観念に照らし実質は成立していないのと同様に構成するとして、被仕向銀行の相殺については、上記事実関係の下では受取人の預金債権は受働債権とはなり得ないものと解し、被仕向銀行の相殺はその効力を生じないとして振込依頼人の不当利得返還請求を認容しました。

②は、振込依頼人が誤振込に気づき、直ちに組戻し手続を依頼したところ、当該受取人が所在不明のため組戻し承諾が得られず、組戻し出来ない間に、被仕向銀行が自行の貸金債権と誤振込金相当額を相殺した事案において、相殺の効力は認めた上で、相殺による被仕向銀行の債権回収については、これを振込依頼人の損失のもので、いわば棚からぼた餅的に利得したものとイえるとして、被仕向銀行は、本件誤振込金相当額の利得を、振込依頼人に対する関係においては法律上の原因なく不当利得となると解して、振込依頼人の不当利得

返還請求を認容しました。

③は、被仕向銀行が、振込依頼人と受取人の間における取引等の原因のない誤振込を認識しながら、回収不能な受取人に対する貸金債権を相殺した事案において、正義・公平の観点から、振込依頼人に対する関係においては、振込金相当額について法律上の原因を欠いて不当利得になると判断して、振込依頼人の不当利得返還請求を認容しました。

上記裁判例の流れを見ると、振込依頼人の被仕向銀行に対する不当利得返還請求権を肯定する理由付けは事案により異なっているものの、方向性としては、受取人の預金債権の成立及び被仕向銀行による相殺を一般論としては認めた上で、個々の事案において、正義・公平に反する行為態様が被仕向銀行にある場合に、不当利得返還請求権が肯定されているということが出来ます。

本裁判例は、上記裁判例の考え方を踏まえながら、Yが本

件振込が誤振込であると認識していたとは認められない等の本件の具体的事実関係の下で、本件充当が誤振込であることを奇貨として行ったものであると評価することはできないとして不当利得の成立を否定し、また、Yによる一方的な債権回収は実現されないであろうというAないしXの認識・期待は法的保護に値しないとして不法行為の成立を否定しており、金融機関における相殺判断において、実務上参考になるものと考えられます。

なお、私的整理手続においては、金融機関が一時停止要請を受けた後に相殺を主張することによって関係者間の調整が困難になることを避けるため、再生計画上でその取扱いを事後的に調整する等の方法で実質的公平を図ることがあります。そのため、金融機関においては、手続の目的や具体的状況に応じ、相殺の主張を行うか否かを判断することが望ましいと考えられます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)